

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

28 February 2019

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 31

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 31 となる本号では、日欧 EPA 発効、タイにおける国際ビジネスセンターに係る新規投資奨励及び税務恩典の導入等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

I. 日本

- [日欧 EPA 発効](#)

II. アジア

- [タイ：国際ビジネスセンター（IBC）に係る新規投資奨励及び税務恩典を導入](#)
- [ミャンマー：外国企業による保険事業への参入を認める](#)

III. ヨーロッパ

- [ドイツ：外国投資規制の範囲拡大](#)
- [英国：英国税制改正 ~2019 年 4 月 6 日から非居住者/外国法人による UK 不動産保有法人の株式譲渡益が課税対象に~](#)
- [南アフリカ：改正競争法の成立](#)

I. 日本

日欧 EPA 発効

2019年2月1日、日欧 EPA が発効した。発効した日欧 EPA に基づいて優遇税率を適用することにより、利益を得られる企業は多いはずである。他方、日欧 EPA の規定の精緻さにより、これをどのように利用すべきか、戸惑いを覚える輸出入者も多い。しかし、日欧 EPA の発効が、到来したチャンスを生かす契機になりうる。

1. 市場アクセス

日欧 EPA の内容は多岐に亘るが¹、日欧 EPA の利用者として先ず関心と呼ぶのは、関税の低減による市場アクセスである。

日本から EU への市場アクセスについては、工業製品については、100%の関税撤廃が達成されることになる。例えば、乗用車の税率は10%だったものが、8年目（7年後）に撤廃、自動車部品は、貿易額で9割以上が即時撤廃となる。農産品のほぼ全ての品目で関税が撤廃となる（ほとんどが即時撤廃）。酒類の輸入規制（「日本ワイン」の輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制）が撤廃される。

EU から日本への市場アクセスについては、農産品を中心に関税が撤廃・削減される。ワインの関税は即時撤廃される。豚肉については、差額関税制度を維持した上で、段階的に撤廃・削減される。パスタ、チョコレートは、10年後に撤廃される。ソフト・チーズで29.8%、プロセス・チーズで40%の関税は、低関税輸入枠を設定した上で、15年後には撤廃される。バッグ、財布、靴等の革製品は、10年後または15年後に関税撤廃となる。

2. 原産地手続について

関税が低減・撤廃されるのは好ましいことであるが、これは、当事国の基本税率あるいは WTO 加盟国に認められる税率に比較して優遇税率であることから、この適用は自動的に認められるものではなく、当事国の原産性を証明して優遇税率を申告する必要がある。

日欧 EPA における原産地規則は、CPTPP 等における原産地規則と同じように、①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③品目別規則における実質的変更基準（(i)関税分類変更基準、(ii)付加価値基準、(iii)加工工程基準の3類型がある。）を満たす産品を原産品と認める。原産材料の累積（モノの累積）のほか、生産行為の累積も認められている（一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなす。）。

優遇税率の申請にあたっては、事業者（輸入者、輸出者又は生産者）自らが原産品申告書を作成することが出来る自己申告制度が採用されている（これは CPTPP と同じである。）。輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報の要請、②輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証を行うことができる。この原産品申請及びその後の検証の手続きに対して慎重になる余り、原産品申請に踏み切ることが躊躇する企業も見受けられるようである。

3. 利用あつてのコンプライアンス

¹ 詳細については、日経リサーチ グローバル・マーケティング・キャンパス「日-EU EPA 大枠合意の意義と課題」（2017年8月10日）、「TPP-11 大筋合意、日欧 EPA 妥結、一帯一路構想、それから」（2017年12月26日）及び「日・EU EPA 署名と新たな競争」（2018年9月7日）。

しかしながら、申請手続きの煩雑さや検証に耐えうるかを憂うあまり申請を行わないことは、日欧 EPA の趣旨からは、本末転倒であるといえる。日欧 EPA は、税関手続きの透明性・予見可能性の確保、簡素化も規定する。新しい手続きについての説明や相談は、各税関等でも受け付けられ、説明資料も準備されている。それぞれの市場に対する戦略に変化がみられるであろうこの時期に、積極果敢な優遇税率の申請手続きに多くの企業が参加することが望まれる。また、コンプライアンスの体制・手続きも必要であるが、法的要請とその効果も踏まえて、合理的な方法を模索し選択することが、ビジネスの遂行にとって必要になると考えられる。

4. その他の日欧 EPA の効果

市場アクセスのみならず、日欧 EPA には、様々な効果が期待される。当事国は、衛生植物検疫 (SPS) 措置の透明性を確保し、要請に応じた情報提供を行う義務を負う。強制規格の要件は、EU 域内で統一性・一貫性をもって適用される。当事国は、サービス・投資について、内国民待遇・最恵国待遇等を定め、留保する分野を列挙する方式 (ネガティブリスト方式) を採用し透明性を確保する。金融規制の事前情報共有・協議メカニズムが設置された。政府調達について、WTO で定められた政府調達に係るルールの適用範囲が拡大され、日本においては、政令指定都市が設立する地方行政法人が、EU においては、国レベルの 13 の機関が追加された。鉄道については段階的に開放することが合意された。

5. Brexit 前の発効

2019 年 3 月 29 日に予定されている英国の EU 離脱に先立って、日欧 EPA が発効したことは、まずは一旦日欧 EPA を実効化せしめる手続きが必要以上に複雑化するのを避ける効果をもたらした。今後発生する英国の EU 離脱は、「合意なき離脱」の可能性も含めて、各国政府、各国企業の対応のシナリオに変化を与えることになる。

[最初のページに戻る](#)

II. アジア

タイ

国際ビジネスセンター (IBC) に係る新規投資奨励及び税務特典を導入

1. 投資委員会 (BOI) による IBC の推進

2018 年 12 月 11 日、タイ投資委員会 (BOI) は地域統括本部 (IHQ) や国際貿易センター (ITC) を奨励する投資推進方針を廃止する代わりに、新制度となる IBC (関連会社へのサービスや卸売事業) の投資奨励を開始した。BOI による IBC に係る投資奨励は、タイ歳入局の IBC の奨励政策と合致したものである。BOI と歳入局の IBC への投資推進は、タイをアジア地域及び世界のプレーヤーと競争できる投資の中心地とすることを旨とする政府の政策を支持するものである。以下では、まず BOI が奨励する IBC の活動範囲、条件及び便益について説明する。

・ IBC 事業の範囲

BOI の採用する IBC 制度は従来の IHQ と ITC 制度を結合したものである。IBC 企業は ITC 事業 (国際貿易事業) を除くと、国内外の関連企業にのみサービスを提供できる。以下は IBC が行うことができる事業内容である。

一般事業管理、 事業計画、 業務推進	原材料及び 部品の調達	製品の 研究開発	技術サポート
マーケティング と販売サポート	人事管理 と研修	ファイナンス に関するアド バイザリー	経済及び投資に 関する分析・リ サーチ
与信管理	財務センター	国際貿易 センター	歳入局 (RD) によって公表 されるその他 の事業

一般に、IBC 事業は商務省によるサービス事業とみなされる。したがって、外国事業法の下で「外国人」とみなされる会社は、タイで事業を行うために、(i)外国人事業免許証又は(ii)BOIからの投資奨励にしたがって発行された外国人事業証明書が必要となる。実務上、(i)外国人事業免許証の取得には経営に関する広範な情報開示が求められ、手続きが長期に渡ることが多いため、(ii)BOI が発行する外国事業証明書を取得する方が好ましい選択とされている。さらに、BOIによる投資奨励が認められると、かかる奨励事業について一定の特典及び優遇が受けられる。

・ BOI による投資奨励の申請条件

IBC 事業をタイで実施することを希望する企業は、以下の表に記載された条件をすべて満たす場合、BOI による IBC の投資奨励に申請することができる。

No.	IBC に係る条件	摘要
1.	会社の登録資本金が最低 1000 万 バーツ以上	-
2.	IBC 投資プロジェクトのための最小 投資資本が 100 万バーツ以上（土地 代と運転資金を除く）	一般には機械類（コンピュータ、 サーバー及びソフトウェアを含 む）及び建物への投資に関する条 件。 機械への投資は必須であるが、建 物への投資は必須でない。申請者 は建物の賃借や、既存の建物を IBC の運用のため転用すること できる。 投資奨励を受けた会社は、投資奨 励証書の発行日から 3 年以内に左 記の条件を満たせばよい。
3.	IBC に係る従業員が 10 人以上（IBC が財務管理に関連するサービスのみ を提供する場合には 5 人以上）	-
4.	新設法人の場合、負債と登録資本金 の比率が 3:1 以内 既存法人の場合、新規投資を含む負 債と登録資本金の比率が 3:1 以内で あることが通常必須となる。	-

5.	IBCで許可されたITC事業（国際貿易事業）を実施する場合には、IBCのその他の範囲の最低1事業も実施すること（すなわちITCのみの申請はできず、ITC活動に加えて最低1事業を行う必要がある）	-
6.	投資プロジェクトに使用される機械（コンピュータ、サーバー及びソフトウェアを含む）が新品であること	ビジネスの運営に使用する機械を指す（報告書や文書の作成、IBC事業にかかわる日常業務など）。

・ BOIの奨励に基づく特典

廃止されたIHQ及びITCと同様に、外国人投資家はIBC事業のための土地の所有許可、専門家及び技術者の労働許可、研究開発及び訓練に使用される機械類に対する輸入関税の免除並びに外貨での海外への持ち出し又は送金の許可を含む特典が与えられる。ただし、これらの変更は、既存のIHQ及びITC奨励企業には影響を及ぼさない。

2. 歳入局によるIBCの推進

有害な税制への対抗を目的としたOECD/G20のBEPS Action 5に従い、タイは既存の地域運営本部（ROH）（ROH1とROH2から構成）、IHQ及びITC制度に代わりIBC制度を採用した。

企業はBOIとタイ歳入局で別々にIBCに申請することができる。歳入局へのIBC申請は、IBCが税務上の優遇を受けることを目的とするものであり、BOIへの申請は上記のとおり税務以外での優遇を目的とする。以下、税制優遇の基準と内容につき説明する。。

・ IBCの活動範囲

2018年12月29日に施行された王国令第674号に基づき、IBCに対する税制優遇が開始された。IBCの定義は、関連企業に対して管理サービス、技術サービス、サポートサービス、又は財務管理サービスもしくはITC事業の運営を行うタイの法律に基づき設立された会社をいう。

(1) サポートサービスとは、以下のサービスをいう。

- 一般的な事業管理、事業計画、及び事業調整
- 原材料及び部品の調達
- 製品の研究開発
- 技術サポート
- マーケティング及びセールスサポート
- 人事管理及び研修
- 財務に関するアドバイサリー
- 経済と投資の分析・リサーチ
- 与信管理
- 歳入局の事務局長が規定するその他のサービス（未発表）

- (2) 財務管理サービスとは、以下のサービスをいう。
- 為替管理法の下で承認された財務センターの財務管理サービス
 - 為替管理法の下で承認された財務センターによる THB ローン借り入れ
- (3) 国際貿易センター（ITC）の事業の運営とは、以下のサービスをいう。
- クロスボーダーな商品の調達、販売並びにこれらに関連したサービスの提供

タイ歳入局が提供する IBC の資格を得るには、申請書、事業計画書、タイ国内外の関連企業のリスト、及び海外駐在員のリストを提出する必要があります。なお、既存の ROH1、ROH2、及び IHQ は、タイ歳入局へ申請書を提出することで IBC に転換することができる。

・ 歳入局の IBC 基準

IBC スキームの下でタイ歳入局から税務上の優遇措置を受けるためには、以下の基準を全て満たす必要がある。

- (1) 各会計期間の最終日における払込資本金の額が最低 1000 万バーツであること。
- (2) IBC 事業に必要な知識及び技能を有する従業員が 10 名以上（IBC が財務管理サービスのみを運営する場合は 5 名以上）有すること。
- (3) タイの受取人に支払われる IBC 事業の最低支出が、各会計期間において最低 6000 万バーツであること。IBC への転換を希望する既存の ROH1 は対象外である。一方、IBC への転換を希望する既存の ROH2 及び IHQ は、最低 1500 万バーツをタイの受取人に支払う必要がある。
- (4) 歳入局長により規定されるその他の基準（未発表）

・ 歳入局による IBC への税制優遇

IBC は以下の税制優遇を受けられる。

- (1) IBC 事業から生じる所得に課される法人所得税の税率を現在の 20% から引き下げる。引き下げ後の税率は、IBC 支出が 6000 万バーツ以上 3 億バーツ未満の場合 8%、3 億バーツ以上 6 億バーツ未満の場合 5%、6 億バーツ以上の場合 3% である。

既存の ROH1 から IBC に転換した企業については、各会計期間において IBC 支出が 6000 万バーツ以下である場合 8% となる。

既存の ROH2 又は IHQ から IBC に転換した企業については、各会計期間において IBC 支出が 1500 万バーツ以上 6000 万バーツ以下である場合 8% である。

ただし、ITC 事業からの所得については税率の引き下げは認められず、通常の 20% の税率の対象となる。

- (2) IBC が関連企業から受け取った配当金に対する法人所得税は免除となる。

- (3) 関連企業への財務管理サービスの提供から生じる所得に対する特定事業税は免除となる。
- (4) タイで事業を営まない外国法人による以下の所得の受領に係る源泉徴収税が免除される。
 - (A) IBC 事業の収入（関連企業への管理サービス、技術サービス、サポートサービス、又は財務管理サービスからの収益）から分配された配当金
 - (B) IBC に転換された ROH1、ROH2、又は IHQ の収入から分配された配当金（IBC の承認日から 1 年以内に配当が受領される場合に限る）
 - (C) IBC が支払う利息（財務管理サービスに基づき関連企業に再貸付するために IBC が借りたローンに対する利息）
- (5) IBC の常用雇用の駐在員が受け取る課税所得に対する個人所得税率は、歳入局局長が定める条件（未発表）のもとで 15%に引き下げられる。

上記の税制優遇は、歳入局局長による IBC の承認後に開始される。上記(1)から(3)に規定された優遇措置は、15 会計期間にわたって利用できる。

IBC が税制優遇基準のいずれかを満たさなくなったとき、上記(1)から(3)に基づく優遇措置は当該会計期間においては適用されない。過去の優遇措置について遡及的に影響を及ぼすことはない。

ただし、IBC が連続して 2 会計期間以上にわたり税制優遇基準のいずれかを満たさない場合、又は王国令に定義される IBC の資格を有しない場合、歳入局長は IBC の承認を取り消すことができる。かかる場合、上記(1)から(5)のすべての税制優遇は最初の会計機関から遡及的に解除される。

ペーカーマッケンジーは新しい IBC スキームの実施について注視し、今後の動向につき定期的にアップデートする。

[最初のページに戻る](#)

ミャンマー

外国企業による保険事業への参入を認める

2019 年 1 月 2 日、ミャンマー連邦計画財務省は、ミャンマーにおける保険事業への参入について、国内外の企業から参入表明（EOI）の提出及び提案依頼書（RFP）への回答を受け付ける旨の通達を公表した（通達番号 1/2019）。この通達は、外国企業がミャンマー国内において保険事業を営むことを認める大きな一歩と考えられる。

この通達の中では、生命保険会社及び損害保険会社を区別した上で、保険会社における許認可の枠組みについても規定されている。生命保険については、少なくとも 3 社の外国企業がミャンマーにおける生命保険サービスの提供を認められることとなり、他の外国企業についてはミャンマー国内の保険会社との間で合併契約を締結することが要件とされる予定である。他方、損害保険会社については、常にミャンマー国内の保険会社との間で合併契約を締結することが要件とされる予定である。

参入表明（EOI）及び提案依頼書（RFP）に関する手続については、そのタイミングや要件等の詳細が未だ公表がなされていないため、今後の動向に注意をする必要がある。

III. ヨーロッパ

ドイツ

外国投資規制の範囲拡大

ドイツ政府は、2018年12月末に、対外経済法施行令（AWV）の改正を採択し、外国投資規制に関する新たな審査基準を設けるとともに、メディア業界もその審査対象に含めることとした。

1. 新たな審査基準

従来、ドイツ国外の投資家が、治安維持・国家安全保障に関連する事業を行う会社につき、25%以上の支配権を取得する場合に連邦経済エネルギー省（BMWi）による審査の対象とされていたが、この度の改正により、その基準が10%に引き下げられた。以下のような業種に属する会社への投資が対象となる。

- ・ 軍事兵器又は軍用車向けギア・エンジンの製造・開発
- ・ 国家情報を処理するためのITセキュリティ機能を備えた製品や当該機能に不可欠な部品の製造など
- ・ その他AWVの別添1パート1第A項で特定される製品

EU・EFTA圏外の投資家が、以下の業種に関連する事業を行う会社につき、10%以上の支配権を取得する場合も同様に規制対象となる。

- ・ 国家重要インフラストラクチャーの運営業者
- ・ 特定の分野で重要なインフラストラクチャーを運営するために特別に設計又は特製されたソフトウェアの開発業者
- ・ 通信の監視を行い、又は法令上の措置の実施に使用される技術的機器を製造する企業
- ・ クラウドコンピューティングサービスのプロバイダー
- ・ テレマティクスに係る機器又はサービスを提供するためのライセンス保持者
- ・ 世論に影響を与えるメディア業界に属する企業

2. メディア業界への拡大

国家安全保障のため、BMWiは、メディア企業の買収をも審査対象とした。メディア企業とは、放送、テレメディア、又は出版物により世論の形成に寄与し、最新の情報を提供し、広汎な影響を与えることをその特徴とするメディア業界の企業をいう。現在のところ、ソーシャルメディアやその他のデジタルコミュニケーションプラットフォームが含まれるか否かは明らかでない。

3. 背景

この度の改正は、以下の2例のように、他国の国営投資家によるハイテク企業の買収や国家重要インフラストラクチャー業界への投資に対する危惧感に起因している。

- ・ 中国の原子力機器製造業者 Yantai Taihai Group による工作機器メーカー Leifeld Metal Spinning AG の買収計画。ドイツ政府は、史上初めて国家安全保障上の理由から当該買収計画を却下した。
- ・ 中国国営企業の State Grid Corporation of China が、ドイツ国内において1,800万人に対して電力を供給している送電システム事業者である 50

Hertz Transmission GmbHの株式の20%を購入する計画。これに対抗すべくドイツ政府は、50 Hertzの株式の過半数を保有しているベルギーの送電システム事業者 Elia に、先買権の行使を求めた。

4. EUでの直接投資の審査に関する新規制の導入

外国企業による投資に対する規制強化の流れは、ドイツのみならず、各国・地域で顕著となっている。EUにおいても、2018年から直接投資に関する新規制が検討されており、2019年2月14日、欧州議会（European Parliament）は「欧州連合への外国直接投資の審査に関する枠組み」の規制案を決議した。これはEUが初めて設ける域内への外国直接投資に対する規制であり、今後のEUへの投資に対する影響も大きいと考えられる。

[最初のページに戻る](#)

英国

英国税制改正 ~2019年4月6日から非居住者/外国法人によるUK不動産保有法人の株式譲渡益が課税対象に~

1. 概要

現行税制では、非居住者・外国法人による英国不動産保有法人株式の譲渡益は英国において課税対象になっていないが、税制改正により2019年4月6日以降は課税対象（申告納税）になることとなった。また、英国で課税対象となる非居住者・外国法人による英国不動産の譲渡益は、現行税制では居住用不動産の譲渡益に限られているが、この税制改正によって商業用不動産の譲渡益についても新たに課税対象になることとされた。

2. 改正内容

非居住者・外国法人による以下の資産の譲渡から生ずる譲渡益が課税対象となる。

- (a) 英国不動産
- (b) その価値の75%以上が英国不動産から構成される資産で、かつ譲渡者が25%以上の持分を有するもの（"Substantial Indirect Interest Requirement"）

上記(b)に関して、英国不動産保有法人の譲渡益が課税されるのは譲渡以前2年間のいかなる時点で当該法人の持分の25%以上を有していた大株主に限定される。25%の持分テストは、グループ会社や親族等のconnected personが有している持分を合算して計算される。

なお、Substantial Indirect Requirement、つまり25%以上要件はcollective investment vehicle ("CIV")には適用されないこととなっている。これは実務的に大きく影響を及ぼす可能性があり、英国の不動産投資ファンドの持分を有している日本の投資家は、その規模にかかわらずCIVの持分譲渡益について英国で申告納税義務が生じることになると考えられる。また、CIVは英国不動産又は英国不動産保有法人の持分の譲渡益に関してtransparent election又はexemption electionをすることで、二重課税を回避する公算が高いが、そのことでCIVによる英国不動産の譲渡により生じた譲渡益について、投資家が英国で申告納税義務を負うことになると考えられる。

もっとも、overseas pension schemeに該当すれば免税になると考えられ、日本の年金投資家に関しては影響が生じない可能性がある。

さらに、将来的に譲渡益が課税されることになる英国不動産は、2019年4月5日時点の時価まで帳簿価額が非課税で増加することとされている（ただし、選択により簿価のままとすることも認められる）。

[最初のページに戻る](#)

南アフリカ

改正競争法の成立

2018年7月12日、南アフリカ経済産業大臣のEbrahim Patel氏は、1998年競争法第89号（以下「競争法」という。）の抜本的な改正に向けた法案を国会に提出した。その後議論と公聴会を重ね、2018年10月に国会で、2018年12月上旬に州議会において、第一草案が公表されてからわずか一年足らずで競争法改正法案B23B-2018（以下「改正法案」）が可決された。

その後、経済産業大臣が改正法案における①競争法の保護の対象となる中小企業の定義、②後述の買手市場支配力（buyer power）の規制、及び③支配的企業の価格差別規制についてパブリックコメントを募集し、議論が重ねられたが、2019年2月13日に大統領の署名をもって立法化された。

主要な改正点

改正法案は、経済力の偏在及び人種差別的な所有形態という南アフリカ経済における2つの重要な構造的課題に対処し、競争法に実質的な規定を設けることを目的としており、競争法を執行する方針、制度的枠組み、及び手続のメカニズムの強化についても企図されている。

改正法案において最も注目すべきは、歴史的に不利な立場に置かれていた者により所有されている中小企業に対する反競争的行為の影響に特別の注意を要することを強調した点である。また、改正法案では、市場における集中に対しても焦点が当てられた。

以下、主要な改正点につき概説する。

- ・ 市場シェアを分割するための競合他社間の合意は、明示的に禁止されている水平的行為とみなされる旨の規定が追加された。
- ・ 市場支配的地位の濫用とみなされる行為の範囲が拡大した。例えば、従前は希少な商品を競合他社に供給することを拒否する行為が禁止されていたが、改正法案では希少なサービスを顧客に供給することを拒否する行為も禁止されている。
- ・ いわゆるマージン・スクイーズを禁止する具体的な規定が設けられた。この規定は、特に歴史的に不利な立場に置かれていた者によって所有又は支配されている中堅企業が、支配的企業による地位の濫用により、競争や効率的な市場参入を阻害する価格で商品やサービスを提供するよう要求されることから守ることを目的としている。
- ・ 歴史的に不利な立場に置かれていた者によって所有又は支配されている中小企業を保護するため、支配的企業が、支配的地位にない供給業者に対して、競争や効率的な市場参入を阻害する価格で商品を販売するよう要求することが禁止された。このような支配的企業の地位は、買手市場支配力（buyer power）と呼ばれている。
- ・ 支配的企業による不当な価格設定につき、競争委員会はかかる不当な価格設定に関する一応の証拠を提示すれば足りるとする一方で、支配的企業には価格の合理性に関する立証責任を課し、競争委員会の立証責任を軽減した。なお、改正法案では、価格の不当性を判断する際に、プライス・コスト・マージンや利益率など同法案に定める諸要素を考慮の上、当該価格を競争価格と比較しなければならないと定めている。

- ・ 供給業者たる支配的企業が、歴史的に不利な立場に置かれていた者によって所有又は支配されている中小企業に対して他の顧客と異なる対価を要求しており、当該価格差によってかかる企業が効率的に市場参入ができない場合、実質的に競争を制限していることを立証せずとも価格差別を行っているとは判断されうるようになった。
- ・ 反競争的行為が歴史的に不利な立場に置かれていた者によって所有又は支配されている中小企業の市場参入を促進する場合には、これを根拠として、企業は競争法の適用免除を申請することができるようになり、競争委員会は申請から1年以内に免除に関する決定を行わなければならないとされた。
- ・ 従前は企業結合規制に基づく審査において「公共の利益」に関する要素は二次的な考慮事由と位置づけられていたが、改正法により主要な考慮事由とされた。競争委員会が審査の際に考慮しなければならない「公共の利益」に関する要素には、市場の集中と所有権の拡大の促進も含まれることになる。
- ・ 企業結合の届出要件の閾値を超えていない場合など競争当局への届出を必要としない企業結合についても、競争当局が市場の集中を監視し、これに対処できるようにするため、段階的な企業結合（merger creep）の把握を目的とした開示を行うことが、企業結合を審査する際に当局が検討すべき事項のリストに追加された。
- ・ 市場集中への対処、中小企業の振興、及び従前の所有形態の変革を目的とした市場調査手続が強化された。企業結合審査と同様に、競争審判所で異議を申し立てない限り、競争委員会の市場調査の結果や市場調査後の措置は拘束力を有する。
- ・ 罰則規定が厳重化し、子会社に科される罰金を算出する際に親会社又は持株会社の売上高を考慮に入れる規定が設けられた。また、再度競争法に違反した者については、その売上高の最大25%の罰金が科され、初回の違反時には罰金の対象でなかった禁止行為も含め競争法の禁止する全ての行為に罰金が科されることとなった。

[最初のページに戻る](#)

本ニューズレターに
関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。